第 号 年 月 日

(病院名)

(開設者名) 様

堺 市 長 📵

特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)第33条の7第1項の規定に基づき同条第2項 後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として指定する。 なお、本条の特例措置を採る特定医師については、別添のとおりとする。

記

1	病院名称					
2	病院所在地					
3	管理者名					
4	指定期間	自至	年 年	月月	日日	

特 定 医 師 一 覧 表

特	定	医	師	氏	名	

(注) 記載事項に変更があった時は、届け出ること。